

自分がどんな支援制度を使えるか教えてほしい

静岡県弁護士会では、熱海市の土石流被害等で被災された方のための現地相談会を、令和3年7月26日から9月11日までほぼ毎日実施してきましたが、今後も、毎月、現地相談会を継続して実施する予定です。相談会の日時、場所などについては、このリーフレットの巻末のほか、定期的に弁護士会のホームページやTwitter（ツイッター）などをご確認ください。

そして、今後自分が使える支援制度について知りたい方は、現地の相談担当弁護士に、「**被災者生活再建カードを貼ってほしい**」（35ページ参照）と一言おっしゃってください。イラスト付きの支援制度のカードを専用の台紙に貼って、お渡しさせていただきます。

自分が使える可能性のある支援制度がイラスト付きのカードで整理されることで、今後のイメージがしやすくなると思います。また、同じくカードですが、重要な支援制度について大事なポイントをまとめた「**被災者支援カード**」（20ページ参照）というのもあります。現地相談ブースにもおいてありますので、ぜひお持ち帰りいただき、ご覧ください。

令和3年4月版
被災者生活再建カード © 2019 弁護士永野 浩

カードを使って上手に生活再建！					
-あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう- <small>*各制度の適用や利用条件は複数のこと、又はあると同時に複数るものがある場合がありますので現状後にご観察ください。</small>					
災害直後	避難所  数日から数ヶ月の利用（無料）	ボランティア専門家支援  片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理制度  <small>仮設住宅</small> 半壊以上 595,000円 半壊 300,000円	基礎支援金 <small>被災者生活再建支援法</small>  土壟・葬儀・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済  火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし
数か月後	仮設住宅  原則2年以内 半壊も入居可能性	義援金  家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の独自支援  自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災弔慰書金  家族の死亡時に造族に500万円又は250万円支給	災害援護資金貸付  1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付
その後	公費解体  半壊以上の家屋や一部事業所を無料で解体・除去	加算支援金 <small>被災者生活再建支援法</small>  建設・購入200万修理100万民間賃借50万 <small>*中規模半壊は上の各半額</small>	被災ローン減免制度  住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバースモーゲージ  60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興住宅融資 <small>(建設・購入・補修)</small>  建設・購入資金は半壊、補修は一部壊り以上が条件
					災害公営住宅  収入に応じて家賃は変動。当初数年は家賃の特例あり

■被災者生活再建カード（無料ダウンロード可）

<http://naganokai.com/card/>



■静岡県弁護士会の災害特設ページ

<https://www.s-bengoshikai.com/saigai-tokusetsu/>



■静岡県弁護士会のTwitter

<https://twitter.com/shizuben>



■被災者支援カード（無料ダウンロード可）

<http://naganokai.com/s-card/>

